

# 安全保障理事会決議一四八七(国際刑 事裁判所関係)

四 この問題に引き続き取り組むことを決定する。

採 択 二〇〇三年六月二二日(安保理第四七七回会合)

安全保障理事会は、

一九九八年七月一七日ローマで採択された国際刑事裁判所(I  
C)規程(ローマ規程)が二〇〇一年七月一日に発効したことに留  
意し、

国際の平和と安全に関する国際連合活動の重要性を強調し、  
あらゆる国がローマ規程の締約国ではないことに留意し、  
ローマ規程の締約国が規程とくに補完性の原則に従つて、  
裁判所の管轄権を受諾することを選択したことに留意し、

ローマ規程の非締約国が、国際犯罪に関して自國の管轄内で自  
らの責任を引き続き果たすであろうことに留意し、  
国際連合安全保障理事会によつて創設され、または許可された  
活動が、国際の平和と安全の維持または回復のために展開されて  
いることを確認し、  
さらに、国際連合安全保障理事会によつて創設され、または許  
可された活動に貢献する加盟国的能力を増進することが、国際の  
平和と安全のための利益であることを確認し、  
国際連合憲章第七章に基づいて行動して、

一 ローマ規程第一六条の規定に従つて、国際連合が創設または  
許可した活動に関連する作為または不作為について、ローマ規  
程の非締約国たる派遣国から現に派遣されもしくは過去に派遣  
された公務員または要員にかかる事件が発生した場合には、  
安全保障理事会が別段の決定を行わない限り、国際刑事裁判所  
に二〇〇三年七月一日から二箇月の間いかなる事件の捜査ま  
たは訴追も開始しまとは進行しないことを要請する。

二 第一項の要請は、必要な限り、同様の条件で毎年七月一日に  
さるに二箇月の期間更新する意向のあることを表明する。  
三 加盟国は、第一項および加盟国の国際義務に矛盾するいかな  
る行動もとつてはならないことを決定する。

